# 昭和四十六年労働省令第二十四号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施

第三号、第十五条第一項第四号並びに第二十三条号、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項び第二項、第十三条第四 規則を次のように定める。 高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法施行 の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中 (昭和四十六年法律第六十八号) 第二条第一項及 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章定年の引上げ、継続雇用制度の導入等 による高年齢者の安定した雇用の確保 の促進等(第四条の二―第五条)

第一節 高年齢者等の再就職の促進等 事業主による高年齢者等の再就職の

第二節 中高年齢失業者等に対する特別措置 援助等(第六条―第六条の六) (第七条—第十七条)

第四章

第五章 シルバー人材センター等

第一節 シルバー人材センター(第二十四日 シルバー人材センター連合 第二十五条) (第二十

第二節

第三節 全国シルバー人材センター事業協会 六条—第三十条)

国による援助等(第三十二条) (第三十一条・第三十一条の二)

第七章 第六章 雑則 (第三十三条・第三十四条)

3

(高年齢者の年齢)

第一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 年齢は、五十五歳とする。 いう。) 第二条第一項の厚生労働省令で定める (昭和四十六年法律第六十八号。以下「法」と

(中高年齢者の年齢)

第三条 法第二条第二項第二号の厚生労働省令で 第二条 法第二条第二項第一号の厚生労働省令で 定める範囲の年齢は、四十五歳以上六十五歳未 (中高年齢失業者等の範囲) 定める年齢は、四十五歳とする。

2 生労働省令で定める失業者は、 法第二条第二項第二号の就職が特に困難な厚 六十五歳未満の

> 失業者であつて、次の各号のいずれかに該当す るものとする。

- 三十五年法律第百二十三号)第二条第二号の 障害者の雇用の促進等に関する法律
- 掲げる者であつて、その者の職業のあつせん 第四十八条各号又は第八十五条第一項各号に に関し保護観察所長から公共職業安定所長に 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)
- されている者

(特定地域の指定)

四十九年法律第百十六号)第二十五条第一項に 規定する広域職業紹介活動に係る地域であつ て、次の各号に該当するものについて行うもの

- 著しく多いこと。 「中高年齢者」という。)である求職者の数が 法第二条第二項第一号の中高年齢者(以下
- 齢者である求職者の数の比率が著しく高いこ 中高年齢者に係る求人の数に対する中高年
- 三 中高年齢者である求職者のうち就職した者 の割合が著しく小さいこと。
- 2 地域に準ずる地域であつて必要があると認める 多数発生することが見込まれ、前項各号に該当 ができる。 ものについても、特定地域の指定を行なうこと することとなると認められる地域その他前項の 厚生労働大臣は、中高年齢者である失業者が
- 域とする。ただし、特別の事情がある場合に 特定地域の単位は、公共職業安定所の管轄区 別に厚生労働大臣が定める地域とする。 入等による高年齢者の安定した雇用の確保 第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導

(法第八条の業務) の促進等

第四条の二 法第八条の厚生労働省令で定める業 号)第四条に規定する事業における坑内作業の 業務とする。 務は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九

(特殊関係事業主)

第四条の三 法第九条第二項に規定する厚生労働 する。 省令で定める事業主は、 次の各号に掲げる者と

当該事業主の子法人等

- (昭和
- 連絡があつたもの

2

三 その他社会的事情により就職が著しく阻害

地域」という。)の指定は、雇用保険法(昭和第四条 法第二条第三項の特定地域(以下「特定

- において所有している法人等
- いる法人等であつて、次に掲げるいずれかの分の五十以下を自己の計算において所有して 要件に該当するもの 3
- ファース から から から ことにより 当該法人等の 意思と同一の 等の議決権の過半数を占めていること。 内容の議決権を行使すると認められる者及 資金、技術、取引等において緊密な関係が ている議決権とを合わせて、当該他の法人 を行使することに同意している者が所有し び当該法人等の意思と同一の内容の議決権 ている議決権と当該法人等と出資、人事、 当該法人等が自己の計算において所有し
- 関して影響を与えることができるものが、 等の財務及び営業又は事業の方針の決定に 若しくは使用人である者、又はこれらであ ずる機関の構成員の過半数を占めているこ 当該他の法人等の取締役会その他これに進 つた者であつて当該法人等が当該他の法人 当該法人等の役員、業務を執行する社員
- 該他の法人等の重要な財務及び営業又は事

当該事業主を子法人等とする親法人等

- 法人等(当該事業主及び前二号に掲げる者を 当該事業主を子法人等とする親法人等の子
- 当該事業主の関連法人等
- 五四 連法人等(前号に掲げる者を除く。 当該事業主を子法人等とする親法人等の関
- らみて他の法人等の財務及び営業又は事業の方し、財務上又は営業上若しくは事業上の関係かのを含む。)をいう。以下同じ。)とする。ただ ずる事業体(外国におけるこれらに相当するも を支配していないことが明らかであると認めら る機関をいう。以下「意思決定機関」という。) 針を決定する機関(株主総会その他これに準ず れるときは、この限りでない。 に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準 前項に規定する「親法人等」とは、次の各号
- いて同じ。)の議決権の過半数を自己の計算いと認められるものを除く。以下この項にお 等であつて、有効な支配従属関係が存在しな た他の法人等その他これらに準ずる他の法人 続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手
- 他の法人等の議決権の百分の四十以上、 百
- 当該法人等と当該他の法人等との間に当

業の方針の決定を支配する契約等が存在す

- る。) の総額の過半について当該法人等が 等と出資、人事、資金、技術、取引等にお 以下同じ。)を行つていること(当該法人 融資(債務の保証及び担保の提供を含む。 表の負債の部に計上されているものに限 合を含む。) 合わせて資金調達額の総額の過半となる場 いて緊密な関係のある者が行う融資の額を 当該他の法人等の資金調達額(貸借対照
- 思決定機関を支配していることが推測され る事実が存在すること。 その他当該法人等が当該他の法人等の意
- 決定機関を支配している場合における当該他の 及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思 の法人等をいう。この場合において、親法人等 等によりその意思決定機関を支配されている他 第一項に規定する「子法人等」とは、親法人 議決権と当該法人等と出資、人事、資金、 でに掲げるいずれかの要件に該当するもの おける当該法人等であつて、前号口からホま わせて、他の法人等の議決権の過半数を占め 同意している者が所有している議決権とを合 意思と同一の内容の議決権を行使することに を行使すると認められる者及び当該法人等の より当該法人等の意思と同一の内容の議決権 て議決権を所有していない場合を含む。)に ている場合(当該法人等が自己の計算におい 法人等が自己の計算において所有している 取引等において緊密な関係があることに 技
- 外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針 営業上若しくは事業上の関係からみて法人等 各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は 法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。 この限りでない。 ないことが明らかであると認められるときは、 の決定に対して重要な影響を与えることができ (当該法人等の子法人等を含む。) が子法人等以 第一項に規定する「関連法人等」とは、次の
- その他これらに準ずる子法人等以外の他の法 始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等 の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開 が子法人等以外の他の法人等(破産手続開 業又は事業の方針の決定に対して重要な影響 人等であつて、当該法人等がその財務及び営 法人等(当該法人等の子法人等を含む。)

おいて所有している場合における当該子法人 の十五以上、百分の二十未満を自己の計算にが子法人等以外の他の法人等の議決権の百分 おける当該子法人等以外の他の法人等 上を自己の計算において所有している場合に 除く。以下同じ。)の議決権の百分の二十以 を与えることができないと認められるものを 法人等(当該法人等の子法人等を含む。)

等以外の他の法人等であつて、次に掲げるい ずれかの要件に該当するもの 役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任与えることができるものが、その代表取締 営業又は事業の方針の決定に関して影響を 若しくは使用人である者、又はこれらであ つた者であつて当該法人等がその財務及び 当該法人等の役員、業務を執行する社員 2

当該法人等から重要な融資を受けている

ていること。 当該法人等との間に重要な販売、仕入れ 当該法人等から重要な技術の提供を受け

その他の営業上又は事業上の取引があるこ は事業の方針の決定に対して重要な影響を その他当該法人等がその財務及び営業又

与えることができることが推測される事実

合を含む。) における当該子法人等以外の他己の計算において議決権を所有していない場 の法人等であつて、前号イからホまでに掲げ ると認められる者及び当該法人等の意思と同法人等の意思と同一の内容の議決権を行使す 等において緊密な関係があることにより当該 当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引 が自己の計算において所有している議決権と 子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の いる者が所有している議決権とを合わせて、 一十以上を占めている場合(当該法人等が自 の内容の議決権を行使することに同意して 法人等(当該法人等の子法人等を含む。) が存在すること。

(法第十条の二第一項の厚生労働省令で定める るいずれかの要件に該当するもの

第四条の四 法第十条の二第一項の厚生労働省令 項の契約に基づき雇用する者とする ち、他の事業主との間で締結した法第九条第二 で定める者は、事業主の雇用する高年齢者のう

|第四条の五 事業主は、法第十条の二第二項の創 う。) に関する計画を作成し、当該計画につい業支援等措置(以下「創業支援等措置」とい (創業支援等措置の実施に関する計画) 働者の過半数を代表する者の同意を得るものと 数で組織する労働組合がない場合においては労 場合においてはその労働組合の、労働者の過半 て、労働者の過半数で組織する労働組合がある

ものとする。 前項の計画には、次に掲げる事項を記載する

のうち、創業支援等措置を講ずる理由 置(以下「高年齢者就業確保措置」という。) 法第十条の二第四項の高年齢者就業確保措

一 法第十条の二第二項第一号に規定する委託 する業務の内容に関する事項 委託契約その他の契約(以下この項において 契約その他の契約又は同項第二号に規定する 「契約」という。)に基づいて高年齢者が従事

三 契約に基づいて高年齢者に支払う金銭に関

五四 契約に係る納品に関する事項 契約を締結する頻度に関する事項

t を含む。) 契約の終了に関する事項(契約の解除事由 契約の変更に関する事項

九 諸経費の取扱いに関する事項 安全及び衛生に関する事項

災害補償及び業務外の傷病扶助に関する

十二 前各号に掲げるもののほか、創業支援等 は、当該社会貢献事業を実施する法人その他就業を確保する措置を講ずる場合において契約を締結し、当該契約に基づき高年齢者の の団体に関する事項 定する社会貢献事業に係る委託契約その他の 法第十条の二第二項第二号ロ又はハに規

定める場合等)

定めをする場合においては、これに関する措置の対象となる労働者の全てに適用される 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意

3

を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの 方法によつて、各事業所の労働者に周知するも のとする。

又は備え付けること。 書面を労働者に交付すること 常時当該事業所の見やすい場所へ掲 宗し、

> きる機器を設置すること。 業所に労働者が当該記録の内容を常時確認で 理の用に供されるものをいう。以下同じ。) れる記録であつて、電子計算機による情報処 よつては認識することができない方式で作ら たファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録 て調製するファイルに記録し、かつ、当該事 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつ 事業主の使用に係る電子計算機に備えられ 2 3

(法第十条の二第一項の過半数代表者)

第四条の六 法第十条の二第一項に規定する労働 「過半数代表者」という。)は、次のいずれにも者の過半数を代表する者(以下この条において 該当する者とする。

理の地位にある者でないこと。 号)第四十一条第二号に規定する監督又は管 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九

二 法第十条の二第一項ただし書の同意を行う 基づき選出されたものでないこと。 実施される投票、挙手等の方法による手続に 過半数代表者を選出することを明らかにして より選出された者であつて、事業主の意向に

2 ては、過半数代表者は、同項第二号に該当する 前項第一号に該当する者がいない場合にあつ

3 由として不利益な取扱いをしないようにしなけ ればならない。 過半数代表者として正当な行為をしたことを理 若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は 事業主は、労働者が過半数代表者であること

ることができるよう必要な配慮を行わなければ項ただし書の同意に関する事務を円滑に遂行す ならない。 (法第十条の二第二項第一号の厚生労働省令で 事業主は、過半数代表者が法第十条の二第一

第四条の七 法第十条の二第二項第一号の厚生労 る。 法第九条第一項第二号の継続雇用制度の対象と働省令で定める場合は、高年齢者が定年後又は なる年齢の上限に達した後に新たに法人を設立 し、当該法人が新たに事業を開始する場合とす

2 第四条の八 法第十条の三第二項の高年齢者就業 (高年齢者就業確保措置の実施に関する計画) 定める者は、前項の場合における法人とする。 法第十条の二第二項第一号の厚生労働省令で

確保措置の実施に関する計画

(以下この条にお

含むものとする。 いて「計画」という。)には次に掲げる事項を

計画の始期及び終期

一 計画の期間中に実施する措置及びその実施 年齢者就業確保措置の対象となる年齢の上限 計画の期間中及び終期における定年又は高

計画の作成に関する勧告は、文書により行う

ものとする。 定により当該事務を取り扱う公共職業安定所と 三年厚生労働省令第一号)第七百九十二条の規 上ある場合には、厚生労働省組織規則 る公共職業安定所(その公共職業安定所が二以 く、これをその主たる事務所の所在地を管轄す 事業主は、計画を作成したときは、遅 (平成十

(高年齢者雇用等推進者の選任)

する。以下同じ。)の長に提出しなければなら

第五条 事業主は、法第十一条の業務を遂行する 年齢者雇用等推進者として選任するものとす られる者のうちから当該業務を担当する者を高 ために必要な知識及び経験を有していると認め

第三章 高年齢者等の再就職の促進等 第一節 事業主による高年齢者等の再就

囲等) (再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範 職の援助等

第六条 法第十五条第一項前段の厚生労働省令で 定める者は、四十五歳以上七十歳未満の者であ つて次の各号のいずれにも該当しないものとす

されるに至つている者を除く。) (同一の事業主に六月を超えて引き続き雇用 日々又は期間を定めて雇用されている者

二 試みの使用期間中の者(同一の事業主に十 四日を超えて引き続き雇用されるに至つてい る者を除く。)

雇用されている者 常時勤務に服することを要しない者として 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事

兀 号、第五号又は第七号の理由により離職する する契約に基づき雇用する者(第三項第四 業主との間で締結した法第九条第二項に規定

五 事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事 業主との間で締結した法第十条の二第三項に

六号又は第七号の理由により離職する者を除 規定する契約に基づき雇用する者(第三項第

- 2 る者は、次のとおりとする。 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定め
- 契約に基づき特殊関係事業主に雇用される者 との間で同項に規定する契約を締結し、当該 (次項第二号の理由により離職する者に限る 事業主が法第九条第二項の特殊関係事業主 2
- 号の理由により離職する者に限る。) 基づき他の事業主に雇用される者(次項第三 第三項に規定する契約を締結し、当該契約に 事業主が他の事業主との間で法第十条の二 3
- 他の契約又は同項第二号に規定する委託契約 条の二第二項第一号に規定する委託契約その 第二項第二号ロ又はハの事業を実施する者と その他の契約を締結する者 創業支援等措置に基づいて事業主と法第十 創業支援等措置に基づいて、法第十条の二
- 法第十五条第一項の厚生労働省令で定める理 同号に規定する委託契約その他の契約を締結 する者
- は、次のとおりとする。
- 定年(六十五歳以上のものに限る。)
- 五歳以上のものに限る。) る年齢の上限に達したことによる離職(六十 法第九条第二項の継続雇用制度の対象とな
- じ。) の対象となる年齢の上限に達したこと 定年の定めの廃止を除く。第六号において同 高年齢者就業確保措置(定年の引上げ及び
- とによる離職 た場合における当該基準に該当しなかつたこ 制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め 法による改正前の法第九条第二項の継続雇用 によりなおその効力を有することとされる同 十四年改正法」という。)附則第三項の規定 十八号。第六条の三第八項において「平成二 部を改正する法律(平成二十四年法律第七高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の
- 当該基準に該当しなかつたことによる離職 る高年齢者に係る基準を定めた場合における (六十五歳以上のものに限る。) 法第九条第二項の継続雇用制度の対象とな
- 者に係る基準を定めた場合における当該基準 に該当しなかつたことによる離職 高年齢者就業確保措置の対象となる高年齢

- t のを除く。) その他の事業主の都合 解雇(自己の責めに帰すべき理由によるも
- (多数離職の届出の対象となる高年齢者等の数
- 第六条の二 法第十六条第一項の厚生労働省令で 定める数は、五人とする。
- 提出することによつて行わなければならない。 業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に 最後の離職が生ずる日)の一月前までに当該事 生ずる日(当該届出に係る離職の全部が同一の 離職届(様式第一号)を当該届出に係る離 日に生じない場合にあつては、当該届出に係る 法第十六条第一項の規定による届出は、多数
- 職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び 間に、前条第三項各号に掲げる理由により離職算定は、同一の事業所において、一月以内の期 がある場合には、その者の数を当該合計数から 各号に掲げる理由により離職する者に限る。) 変動の届出をしたものとされる同法第二十四条 就職援助対象高年齢者等のうちに既に労働施策 り行うものとする。ただし、当該離職に係る再 年齢者等」という。)の数を合計することによ 控除するものとする。 多数離職の届出に係る期間において前条第三項 第三項の認定の申請を含む。)に係る者(当該 の規定により同法第二十七条第一項の大量雇用 基づいて行われた届出(同法第二十四条第五項 法律第百三十二号)第二十七条第一項の規定に 者等(以下この項において「再就職援助対象高 する法第十五条第一項の再就職援助対象高年齢 法第十六条第二項の規定による離職者の数の 5
- (求職活動支援書の作成等)
- 第六条の三 事業主は、法第十七条第一項の求職 代表する者の意見を聴くものとする。 その労働組合の、労働者の過半数で組織する労 年齢者等であつて第九項に規定する者(以下 活動支援書(以下「求職活動支援書」という。) 働組合がない場合においては労働者の過半数を 半数で組織する労働組合がある場合においては 該求職活動支援書に係る事業所に、労働者の過 ようとする再就職援助措置の内容について、当 を作成する前に、離職することとなつている高 「高年齢離職予定者」という。)に共通して講じ
- 2 望を聴いて、 に、求職活動支援書の交付についての本人の希 事業主は、高年齢離職予定者の決定後速やか これを作成し、交付するものとす

- 3 年齢離職予定者の再就職及び在職中の求職活動 に関する希望の内容を聴くものとする。 事業主は、求職活動支援書の作成に当たつて あらかじめ、当該求職活動支援書に係る高
- 4 報」という。)を電子情報処理組織を使用する り高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号 書の交付に代えて、第六項で定めるところによ 動支援書を交付したものとみなす。 できる。この場合において、事業主は、 あつて次に掲げるもの(以下この条において 方法その他の情報通信の技術を利用する方法で に掲げる事項(以下この条において「支援書情 「電磁的方法」という。)により提供することが 事業主は、第二項の規定による求職活動支援 電子情報処理組織(事業主の使用に係る電 9
- を作成することができるものでなければならな がファイルへの記録を出力することにより書面 前項各号に掲げる方法は、高年齢離職予定者 ち、事業主の使用に係る電子計算機と高年齢 に支援書情報を記録したものを交付する方法 機に備えられたファイルに記録する方法 する電気通信回線を通じて支援書情報を送信 離職予定者の使用に係る電子計算機とを接続 情報処理組織をいう。)を使用する方法のう 電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 子計算機と、高年齢離職予定者の使用に係る し、高年齢離職予定者の使用に係る電子計算 電磁的記録媒体をもつて調製するファイル
- 6 年齢離職予定者に対し、その用いる次に掲げる 磁的方法による承諾を得なければならない。 電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電 提供しようとするときは、あらかじめ、 事業主は、第四項の規定により支援書情報を 使用するもの 第四項各号に規定する方法のうち事業主が 当該高
- 二 ファイルへの記録の方式
- 7 支援書情報の提供を電磁的方法によつてしては あつたときは、当該高年齢離職予定者に対し、 り電磁的方法による提供を受けない旨の申出が び前項の規定による承諾をした場合は、 高年齢離職予定者から書面又は電磁的方法によ ならない。ただし、当該高年齢離職予定者が再 前項の規定による承諾を得た事業主は、当該 この限
- 8 由は、平成二十四年改正法附則第三項の規定に 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める理

- 業主の都合とする。 おける当該基準に該当しなかつたことその他事 よりなおその効力を有することとされる同法に 対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合に よる改正前の法第九条第二項の継続雇用制度
- は、四十五歳以上七十歳未満の者であつて次の ずれにも該当しないものとする。 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める者 日々又は期間を定めて雇用されている者
- 二 試みの使用期間中の者(同一の事業主に十 四日を超えて引き続き雇用されるに至つてい されるに至つている者を除く。)

(同一の事業主に六月を超えて引き続き雇用

- 三 常時勤務に服することを要しない者として る者を除く。
- 雇用されている者
- 項は、次のとおりとする。 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事

10

- 合には離職することとなる時期) (離職することとなる日が決定していない場 高年齢離職予定者が離職することとなる日 高年齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- 項を含む。 主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事 高年齢離職予定者の職務の経歴(従事した
- 受講した講習 高年齢離職予定者が有する資格、 免許及び
- Ŧi. 他の職業能力に関する事項 高年齢離職予定者が有する技能、 知識その
- 六 前三号に掲げる事項のほか、高年齢離職予 就職に資する事項 成するに当たつて参考となる事項その他の再 定者が職務の経歴等を明らかにする書面を作
- 第六条の四 法第十七条第二項の規定による再就 職援助担当者の業務は、次のとおりとする。
- 得た求人に関する情報の高年齢離職予定者に 対する提供 人に関する情報の収集並びにこれらによつて 高年齢離職予定者に係る求人の開拓及び求
- 一 高年齢離職予定者に対する再就職を容易に するために必要な相談の実施
- 三 高年齢離職予定者の再就職の援助に関する 公共職業安定所、 公共職業能力開発施設等と
- 兀 定者の再就職の援助のために必要な業務 前三号に掲げるもののほか、高年齢離職予
- 2 遂行に係る基本的な事項について、 事業主は、再就職援助担当者に、 その業務 求職活動支

意見を聴いてその業務を行うようにさせるもの場合においては労働者の過半数を代表する者の る労働組合がある場合においてはその労働組合 援書に係る事業所に、労働者の過半数で組織す 労働者の過半数で組織する労働組合がない

第六条の五 第四条の六第一項及び第二項の規定 労働者の過半数を代表する者について、第四条 (法第二十条第一項の厚生労働省令で定める方 項及び前条第二項の事業主について準用する。 の六第三項及び第四項の規定は第六条の三第一 は第六条の三第一項及び前条第二項に規定する

第六条の六 法第二十条第一項の厚生労働省令で 調製するファイルに併せて記載又は記録する方 採用の用に供する書面又は電磁的記録をもつて おいて「理由」という。)を労働者の募集及び 定める方法は、同項に規定する理由(第三項に 前項の書面又は電磁的記録をもつて調製する

ファイルには、次の各号に掲げるものを含むも のとする。 場合における当該求人の申込みの内容を記載 職業紹介を行う者に事業主が求人を申し込む による許可を受けて、若しくは届出をして、 一年法律第百四十一号)その他の法律の規定 公共職業安定所又は職業安定法(昭和二十

記載し、又は記録したもの う場合における当該委託に係る募集の内容を 用者以外のものに委託して労働者の募集を行 を受けて、又は届出をして、事業主がその被 職業安定法その他の法律の規定による許可

し、又は記録したもの

働者が従事すべき業務の内容等を当該労働者 供給事業者に対して明らかにしたもの を受けようとする場合における供給される労 職業安定法第四十五条の規定により労働者 給事業を行うものから事業主が労働者供給

次のいずれかの方法により理由を示すことがで なときは、求職者の求めに応じて、遅滞なく、 め同項の方法により理由を提示することが困難 製するファイルがない場合において、あらかじ は第一項の書面若しくは電磁的記録をもつて調 方法により労働者の募集及び採用を行う場合又 他の刊行物に掲載する広告その他これに類する 第一項の規定にかかわらず、新聞、雑誌その

書面の交付の方法

織をいう。)を使用する方法その他の情報通とを電気通信回線で接続した電子情報処理組 当該方法により記録された電磁的記録をもつ 面を作成することができるもの て調製するファイルを出力することによる書 信の技術を利用する方法であつて、求職者が 子計算機と、求職者の使用に係る電子計算機 電子情報処理組織(事業主の使用に係る電

中高年齢失業者等に対する特別

兀

(手帳の発給)

第七条 法第二十二条の申請は、厚生労働省職業 轄公共職業安定所」という。)の長に対して、 定める手続及び様式に従い、当該申請者の住所 安定局長(以下「職業安定局長」という。)が する公共職業安定所(以下この節において「管 行うものとする。 (住所により難いときは、居所とする。) を管轄

2 策審議会の意見を聴いて定める要件は、次のと おりとする。 法第二十二条第四号の厚生労働大臣が労働政

を希望していること。 れる労働者をいう。)として雇用されること 常用労働者(同一事業主に継続して雇用さ

として職業安定局長が定める額を超えていな 課せられないこととなる所得の最高額を基準 第八十六条の規定を適用した場合に所得税が に応じて、同法第八十三条、第八十四条及び る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数 税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定す 所得の金額を合算した額とする。)が、所得 局長が定めるところにより算定したその者の 者を含む。) に所得があるときは、職業安定 いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある たその者の所得の金額(配偶者(届出はして 職業安定局長が定めるところにより算定し

年を経過していること。 を受けた手帳)がその効力を失つた日から一 受けたことがある者については、最後に発給 る場合を除き、手帳(二回以上手帳の発給を がある者については、次のいずれかに該当す (以下「手帳」という。) の発給を受けたこと 法第二十二条の中高年齢失業者等求職手帳

二十二条第一号若しくは第二号若しくは前 手帳の発給を受けた後就職した者(法第

> 帰すべき理由又はその者の都合によらない 者を除く。)については、その者の責めに 号に該当したため手帳がその効力を失つた で離職したとき。 め、又は第九条第一項第一号若しくは第三 二号の要件のいずれかを欠くに至つたた

駐留軍関係離職者等臨時措置法理由が消滅したとき。 がその効力を失つた者については、 第九条第一項第二号に該当したため手帳

ら一年を経過している者を除く。)又は受け の認定を受けた者(当該認定が同条第四項又 は第二項の規定により同条第一項又は第二項 ることができる者でないこと。 は第五項の規定によりその効力を失つた日か 三年法律第百五十八号)第十条の二第一項又

でないこと。 いる者を除く。)又は受けることができる者 (昭和五十二年労働省令第三十号)第三条の 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関す 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十

七 づく就職指導等に関する省令(昭和五十六年旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基 年法律第七十二号)第十六条第一項若しくは 航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六 職者求職手帳が同法第十六条第三項の規定に 般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給 労働省令第三十八号)第一条の規定により一 第二項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般 でないこと。 いる者を除く。)又は受けることができる者 よりその効力を失つた日から一年を経過して を受けた者(当該一般旅客定期航路事業等離 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期

発給を受けた者(当該石炭鉱業離職者求職手 九条の規定により石炭鉱業離職者求職手帳の 一年労働省令第二十三号)附則第八条又は第 令(平成十七年厚生労働省令第八十二号)に よる改正前の雇用対策法施行規則(昭和四十 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省

同号の 定によりその効力を失つた日から一年を経過 帳が同令附則第十二条第一項に規定する期間 が経過したことにより、又は同条第二項の規

昭 和三十

3

職業安定所の長は、申請を受理した日から原則

該

手帳の発給の申請があつたときは、管轄公共

している者を除く。)でないこと。

Ŧi. 力を失つた日から一年を経過している者を除者求職手帳が同条第二項の規定によりその効 者求職手帳の発給を受けた者(当該沖縄失業 よりその効力を失つた日から一年を経過して 過したことにより、又は同条第四項の規定に 四条第三項の厚生労働省令で定める期間を経 受けた者(当該漁業離職者求職手帳が同法第 う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則 号)第四条第一項又は国際協定の締結等に伴 る臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四 く。)又は受けることができる者でないこと。 四号)第七十条第一項の規定により沖縄失業 二の規定により漁業離職者求職手帳の発給を

第八条 法第二十三条第一項の厚生労働省令で定 に関する検査を実施するものとする。 (手帳の有効期間) による。 手帳の様式は、職業安定局長が定めるところ

証明書の提出を求め、又は技能、体力、 請者に対して、健康診断の結果に関する医師 る場合において必要があると認めるときは、申

適性等

ものとする。

の旨を、申請者に対して、文書により通知する 発給し、該当しない者であると認めるときはそ 当する者であると認めるときは申請者に手帳を 規定に該当する者であるかどうかを審査し、 として三十日以内に、申請者が法第二十二条の

管轄公共職業安定所の長は、前項の審査をす

するまでの間とする。 場合において、当該措置が当該六月の期間内に 第一項の計画に準拠した同項第二号に掲げる措 月とする。ただし、法第二十六条第一項の規定 める期間は、手帳の発給の日から起算して、 終了しないものであるときは、当該措置が終了 われる訓練に限る。)を受けることを指示した 環境に適応することを容易にさせるために行な 置又は同項第三号に掲げる措置(失業者に作業 により管轄公共職業安定所の長が法第二十五条 六

2 期間の延長は、手帳の発給を受けた者のうち次 各号に掲げる措置(以下「就職促進の措置」と の各号のいずれかに該当する者であつて、引き のについて行うものとする。 いう。)を実施する必要があると認められるも 続き法第二十五条第一項の計画に準拠した同項 法第二十三条第二項の規定による手帳の有効

掲げる者を除く。) 五十五歳以上六十五歳未満の者 (第三号に

- の者(次号に掲げる者を除く。) 特定地域に居住する者にあつては、前号に .げる者のほか、四十五歳以上五十五歳未満
- 職業安定局長が定めた基準により管轄公共 業安定所の長が就職が特に困難であると認
- 3 るものにあつては一年とする。 び第三号に掲げる者であつて特定地域に居住す 特定地域以外の地域に居住するもの及び同項第 期間は、第一項の期間の末日の翌日から起算し 二号に掲げる者にあつては六月、同項第一号及 法第二十三条第二項の厚生労働省令で定める 前項第一号及び第三号に掲げる者であつて (手帳の返納)

第九条 法第二十四条第一項第三号の厚生労働大 臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める要件 (手帳の失効) 次のとおりとする。

第二十七条第二項の指示に従わない場合であ法第二十六条第一項若しくは第二項又は法 じて職業安定局長が作成した基準によつて行 は、雇用保険法第三十二条第三項の基準に準 いずれかに該当するかどうかを判断する場合 つて、次のいずれにも該当しないとき。次の

・ 指示された就職促進の措置又は紹介され

場合において、その変更が困難であると 在の住所又は居所を変更することを要する め、又は紹介された職業に就くために、現 指示された就職促進の措置を受けるた

業務及び技能に係る一般の賃金水準に比べ て不当に低いとき。 就職先の賃金が同一地域における同種の

労働争議の発生している事業所に紹介され たとき 職業安定法第二十条の規定に違反して、

その他正当な理由があるとき。

- の措置を受けることができず当該措置の効果二 疾病、負傷その他の理由により、就職促進 を期待することが困難なとき。
- 職業生活の充実等に関する法律第十八条の職総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び三(偽りその他不正の行為により、労働施策の 業転換給付金、雇用保険法の規定による失業 等給付若しくは育児休業給付その他法令又は

給を受け、又は受けようとしたとき。ただ 条例の規定によるこれらに相当する給付の支 きを除く。 し、やむを得ない理由があると認められると

2 規定により失効した手帳を返納すべき期限を付 して、文書により行うものとする。 法第二十四条第二項の通知は、同条第一項の

第十条 手帳の発給を受けた者は、第八条第 過後速やかに、法第二十四条第一項の規定によ 長に返納しなければならない。 期限までに、当該手帳を管轄公共職業安定所の り手帳がその効力を失つた場合は前条第二項の り手帳がその効力を失つた場合は当該期間の経 又は第三項に規定する期間が経過することによ 項

(手帳の再交付)

業安定局長が定める手続及び様式に従い、管轄第十一条 手帳を滅失し、又はき損した者は、職 ことができる。 公共職業安定所の長に手帳の再交付を申請する

2 手帳を滅失したことにより手帳の再交付を受 れをすみやかに管轄公共職業安定所の長に返納 けた者は、滅失した手帳を発見したときは、こ なければならない。

|第十二条 管轄公共職業安定所の長は、手帳の発||(中高年齢失業者等求職手帳受給者台帳) 項を記載するものとする。 その他手帳の発給を受けた者に関して必要な事 受給者台帳を備え、これに手帳の発給及び失効 給を受けた者ごとに中高年齢失業者等求職手帳

## 第十三条 削除

(公共職業安定所長の指示)

|第十四条 法第二十六条第一項の指示は手帳の発 間の延長と同時に行うものとする。 給と同時に、同条第二項の指示は手帳の有効期

2 法第二十六条第一項及び第二項の指示は、次 の各号に掲げる事項を手帳に記入することによ り行うものとする。

受けるべき就職促進の措置の種類及びその

三 法第二十五条第一項第一号に掲げる措置を 安定所に定期的に出頭すべき日 受けることを指示する場合は、管轄公共職業 始及び終了の時期 就職促進の措置を受ける期間並びにその開

げる措置(以下この号において「訓練」とい 法第二十五条第一項第二号又は第三号に掲

Ŧ. う。) を受けることを指示する場合は、

必要な事項で職業安定局長が定めるもの

に関し、あらかじめ、公共職業訓練施設の長そ 項又は第二項の指示をする場合は、当該指示 管轄公共職業安定所の長は、法第二十六条第 なければならない。 他就職促進の措置を実施する関係機関と協議

4 速やかにその旨を通知しなければならない。に係る就職促進の措置を実施する機関に対し、 項又は第二項の指示をした場合は、当該指示 管轄公共職業安定所の長は、法第二十六条第

第十五条 法第三十一条の計画に定める事項は、 次のとおりとする。

の促進に関する基本方針 法第二条第二項の中高年齢失業者等の雇用

二 職業指導及び職業紹介並びに職業訓練に関

率の設定に関する事項 共事業」という。)に係る同項の失業者吸収三 法第三十二条第一項の公共事業(以下「公

実施との調整に関する事項

第十六条 法第三十二条第三項の規定による公共 職業安定所の承諾を得るには、同条第二項の公 轄する公共職業安定所に提出するものとする。 式による申請書を、主たる事業実施の地域を管 体等」という。)は、職業安定局長の定める様 共事業の事業主体等(以下「公共事業の事業主 (公共事業における使用労働者数の通知)

第十七条 公共事業の事業主体等は、事業開始前 後すみやかに)、当該事業に使用すべき労働者他やむを得ない理由がある場合には、事業開始 書類その他当該労働者が雇用されていることを の事業主体等に対し、その雇用する労働者の氏 は、必要があると認めるときは、当該公共事業 この場合において、当該公共職業安定所の長 轄する公共職業安定所に通知するものとする。 証する書類の提出を求めることができる 名、住所及び生年月日を証明することができる に(緊急に工事に着手する必要がある場合その 数を、職種別に、主たる事業実施の地域を管

訓練

その他就職促進の措置を受けることに関

基準)

(法第三十七条第一項の厚生労働省令で定める

(法第三十一条の計画)

する事項

公共事業の実施と特定地域開発就労事業の特定地域開発就労事業の実施に関する事項

六 地方公共団体等関係機関との連携及び協力 (公共事業における労働者の直接雇入れの承諾) に関する事項

(名称等の変更の届出) る基本的な計画 変更しようとする日

## 第四章 削除

第十八条から第二十三条まで 第五章 シルバー人材センター等 第一節 シルバー人材センター

第二十四条 法第三十七条第一項の厚生労働省令 する二以上の市町村の区域が次に掲げる要件に で定める基準は、都道府県知事が指定しようと 該当することとする。

職者が相当数存在すること。 つ、当該区域に定年退職者その他の高年齢退 当該二以上の市町村の区域が近接し、 カュ

二 当該二以上の市町村の区域において法第三 就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機 行われる見込みがあること。 会の状況等に鑑み、当該業務がより効率的に が行われる場合に比し、臨時的かつ短期的な には、単一の市町村の区域において当該業務 十八条第一項に規定する業務が行われる場合

(指定の申請)

第二十四条の二 法第三十七条第一項の規定によ した申請書を都道府県知事に提出しなけれ る指定を受けようとする者は、次の事項を記載 らない。

名称及び住所

代表者の氏名

事務所の所在

2 なければならない。 前項の申請書には、 次に掲げる書面を添

定款及び登記事項証明書

る書類 資産の総額並びにその種類及びこれを証す

三 法第三十八条第一項に規定する業務に関す

四 役員の氏名及び略歴を記載した書面

第二十四条の三 法第三十七条第四項の規定によ ター」という。) は、次の事項を記載した書 ルバー人材センター(以下「シルバー人材セン る届出をしようとする同条第二項に規定するシ を都道府県知事に提出しなければならない。 変更後の名称若しくは住所又は事務所の

(有料の職業紹介事業の届出等)

第二十四条の四 法第三十八条第二項の規定によ 県労働局長」という。) に届け出なければなら管轄する都道府県労働局長(以下「管轄都道府 り有料の職業紹介事業を行おうとするシルバー 人材センターは、その主たる事務所の所在地を

- 3 業の運営に関する規定を添付しなければならな前項の届出に当たつては、有料の職業紹介事 管轄都道府県労働局長は、第一項の届出を受
- 理したときは、受理した日付を届け出た者に通 知しなければならない。 第一項の届出の手続及び様式は、 の定めるところによる。 職業安定局
- 文書により、管轄都道府県労働局長に届け出な 有料の職業紹介事業を行うシルバー人材センタ 法第三十八条第二項の規定により届出をして ればならない。 がその事業の全部又は一部を廃止したとき その旨を、当該廃止の日から十日以内に、
- 第十二号)中、公共職業安定所に適用される規 について準用する。 定は、職業安定局長の定めるところにより、シ 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令 バー人材センターの行う有料の職業紹介事業

(報告書の提出等)

第二十四条の五 法第三十八条第二項の規定によ 及び様式に従い、帳簿書類を備え付けるととも り届出をして有料の職業紹介事業を行うシルバ 局長を経て、職業安定局長に提出しなければな に、報告書を作成し、これを管轄都道府県労働 人材センターは、 職業安定局長の定める手続 3

理したときは、速やかにこれを職業安定局長に 送付しなければならない。 (法第三十八条第三項の規定により読み替えて 管轄都道府県労働局長は、前項の報告書を受

適用される職業安定法第三十二条の四第二項の

第二十四条の六 法第三十八条第三項の規定によ のとおりとする。 の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、 り読み替えて適用される職業安定法第三十二条 厚生労働省令で定める事項) 次

事業所の名称及び所在地名称及び代表者の氏名

(労働者派遣事業の届出)

第二十四条の七 法第三十八条第五項の規定によ り労働者派遣事業を行おうとするシルバー人材

センターは、管轄都道府県労働局長に届け出な

働省令で定める事項) 適用される労働者派遣法第八条第二項の厚生労 (法第三十八条第六項の規定により読み替えて

第二十四条の八 法第三十八条第六項の規定によ な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する り読み替えて適用される労働者派遣事業の適正 省令で定める事項は、次のとおりとする。 者派遣法」という。)第八条第二項の厚生労働 法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働 名称及び代表者の氏名

事業所の名称及び所在地

第二十四条の九 労働者派遣事業の適正な運営の 第一項の規定にかかわらず、法第三十八条第六 「労働者派遣法施行規則」という。)第一条の二 規則(昭和六十一年労働省令第二十号。以下 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行 様式によるものとする。 項において読み替えて適用する労働者派遣法第 五条第二項の届出書は、職業安定局長の定める (労働者派遣法施行規則の特例)

2 るものとする。 定にかかわらず、シルバー人材センターが労働 事業計画書は、職業安定局長の定める様式によ 者派遣法第五条第三項の規定により添付すべき 労働者派遣法施行規則第一条の二第三項の規

げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係 ターは、労働者派遣法第五条第二項第四号に掲 かかわらず、労働者派遣法第十一条第一項の規 道府県労働局長に提出しなければならない 業安定局長の定める様式による届出書を管轄都 第八条第三項の規定により登記事項証明書を添 翌日から起算して十日(労働者派遣法施行規則 出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の 内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届 る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以 定による届出をしようとするシルバー人材セン 付すべき場合にあつては、三十日)以内に、職 労働者派遣法施行規則第八条第一項の規定に

4 出しなければならない 様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提 ら起算して十日以内に、職業安定局長の定める は、当該労働者派遣事業を廃止した日の翌日か る届出をしようとするシルバー人材センター 労働者派遣法施行規則第十条の規定にかかわ 労働者派遣法第十三条第一項の規定によ

> 5 なして適用する労働者派遣法第二十三条第三項提出並びに法第三十八条第六項の規定によりみ りみなして適用する労働者派遣法第二十三条第 ものとする。 センターが行う法第三十八条第六項の規定によ は、それぞれ職業安定局長の定める様式による 規定による関係派遣先への派遣割合の報告 項の規定による事業報告書及び収支決算書の 労働者派遣法施行規則第十七条第二項及び第 七条の二の規定にかかわらず、シルバー人材

6 条の二第二項第一号ト及びヌからヲまで並びに 法施行規則の規定の適用については、これらの 事業に関する次の表の上欄に掲げる労働者派遣 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄 に掲げる字句とし、労働者派遣法施行規則第一 法第三十八条第五項の規定による労働者派遣

号チ 第 条 第四条の規定は適用しない。 第登記事項証明書その他 項 の証する書類及び建物の に関する資産の内容をを行う事 の当該資産の 業所に係

条 二項 第変更届出書 |前項の労働者派遣事業||高年齢者等の雇用 及びチからヲまで 定める様式による の職業安定局長の 法律施行規則第一 の安定等に関する 十四条の九第三項 届出書 チ及びリ

条 三項 第業変更届出書又は労働の安定等に関する 八第一項の労働者派遣事高年齢者等の雇用 者派遣事業変更届出書法律施行規則第二 変更の届出にあつてはならない 及び許可証書換申請書十四条の九第三項 に係る許可証)を添付 (事業所の廃止に係るを添付しなけれ 当該廃止した事業所 定める様式による の職業安定局長の 届出書

基準) (法第三十九条第一項の厚生労働省令で定める しなければならない

第二十四条の十

法第三十九条第一項の厚生労働 次のとおりとする。

省令で定める基準は、

することがないと認められること。 の区域において営む事業者の利益を不当に害 これらと同種の事業を当該指定に係る市町村 当該指定に係る市町村の区域の労働者の 職業紹介事業若しくは労働者派遣事業又は 指定しようとする業種及び職種に係る有料

ことがないと認められること。 用の機会又は労働条件に著しい影響を与える

(事業計画書等の提出)

第二十五条 法第四十一条第一項前段の事業計 ばならない。 書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始 は、その指定を受けた後遅滞なく)行わなけ に(指定を受けた日の属する事業年度にあつて

| 2 シルバー人材センターは、法第四十一条第一 出しなければならない。 を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及 項後段の規定により事業計画書又は収支予算書 びその理由を記載した書面を都道府県知事に提

3 算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行 わなければならない。 法第四十一条第二項の事業報告書及び収支決

基準) (法第四十四条第一項の厚生労働省令で定め 第二節 シルバー人材センター連合

第二十六条 法第四十四条第一項の厚生労働省令 第一項に規定するシルバー人材センター連合 域が次に掲げる要件に該当することとする。 る区域」という。)としようとする市町村 で定める基準は、都道府県知事が法第三十七条 に係る法第四十四条第一項の指定に係る区 (次条第一項第四号において「連合の指定に係 (以下「シルバー人材センター連合」という。)

条第一項の指定に係る区域が近接し、又は当 退職者が相当数存在すること。 該市町村の区域に定年退職者その他の高年齢 該市町村の区域若しくは近接する二以上の当 あるシルバー人材センターに係る法第三十七 規定による指定を受けようとする者の会員で 当該市町村の区域と法第四十四条第一項の

一 当該市町村の区域においてシルバー人材セ シルバー人材センターにより法第三十八条第 われる場合には、当該市町村の区域において する法第三十八条第一項に規定する業務が行 ンター連合により法第四十五条において準 臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な 項に規定する業務が行われる場合に比し、

業務がより効率的に行われる見込みがあるこ 業務に係る就業の機会の状況等に鑑み、当該

第三十条

(準用)

第二十七条 法第四十四条第一項の規定による指 申請書を都道府県知事に提出しなければならな 定を受けようとする者は、次の事項を記載した

- 代表者の氏名
- 事務所の所在地
- る区域 連合の指定に係る区域とされることを求め
- なければならない。 前項の申請書には、 定款及び登記事項証明書 次に掲げる書面を添付
- 三 法第四十五条において準用する法第三十八 条第一項に規定する業務に関する基本的な

る書類

資産の総額並びにその種類及びこれを証す

び住所を記載した書面 会員であるシルバー人材センターの名称及 役員の氏名及び略歴を記載した書面

中「法第四十一条第一項前段」とあるのは「法

る法第三十九条第一項」と、第二十五条第一項 項」とあるのは「法第四十五条において準用す 項」と、第二十四条の十中「法第三十九条第一

(シルバー人材センター連合の会員の追加の 湢

第二十八条 シルバー人材センター連合は、法第 の名称及び住所を記載した書面を都道府県知事 四十四条第二項の規定による届出をしようとす に提出しなければならない。 るときは、会員となつたシルバー人材センター

(シルバー人材センター連合の指定区域の変更 に関する申出)

第二十九条 シルバー人材センター連合は、法第 合の指定区域における第二十七条第二項第三号求める区域を記載した申出書に当該変更後の連 に規定する書面を添付して都道府県知事に提出 るときは、変更により法第三十七条第一項ただ 四十四条第四項の規定による申出をしようとす し書に規定する連合の指定区域とされることを しなければならない。 第三十一条 法第四十六条の規定による指定の基

準は、次のとおりとする。

職員、業務の方法その他の事項についての

(指定の基準等)

(労働者派遣法施行規則の特例)

第二十九条の二 法第四十五条において準用する 一号の規定の適用については、同号中「自己の業に関する労働者派遣法施行規則第二十九条第 のは、「選任すること」とする。 雇用する労働者の中から選任すること」とある 法第三十八条第五項の規定による労働者派遣事 第三十一条の二 第二十四条の二の規定は法第四

に資すると認められること。

正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進

前号に定めるもののほか、業務の運営が適

る経理的及び技術的な基礎を有すると認めら り、かつ、その計画を確実に遂行するに足り 業務の実施に関する計画が適正なものであ

ること

条において準用する同令第二十四条の九第三 と、第二十四条の四第一項及び第五項並びに第 用する。この場合において、第二十四条の三中 規定は、シルバー人材センター連合について準 の表第八条第二項の項及び第八条第三項の項中 第三十八条第六項」と、第二十四条の九第六項 とあるのは「法第四十五条において準用する法 二十四条の九第一項中「法第三十八条第六項」 第三十八条第五項」と、第二十四条の八及び第 とあるのは「法第四十五条において準用する法 とあるのは「法第四十五条において準用する法 五条において準用する法第三十七条第四項」 「法第三十七条第四項」とあるのは「法第四十 「第二十四条の九第三項」とあるのは「第三十 第三十八条第二項」と、第二十四条の七及び第 二十四条の五第一項中「法第三十八条第二項」 二十四条の九第六項中「法第三十八条第五項」 第二十四条の三から第二十五条までの 読み替えるものとする。 八条において準用する法第四十一条第二項」と とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第三項中 第四十一条第一項後段」と、「都道府県知事」 とあるのは「法第四十八条において準用する法 十一条第一項前段」とあるのは「法第四十八条 第四項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚 条の三中「法第三十七条第四項」とあるのは 項」とあるのは「法第四十七条」と、第二十四 条第一項」とあるのは「法第四十六条」と、 と、同条第二項中「法第四十一条第一項後段. において準用する法第四十一条第一項前段」 生労働大臣」と、第二十五条第一項中「法第四 「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」 ンター事業協会について準用する。この場合に 「法第四十八条において準用する法第三十七条 「法第四十一条第二項」とあるのは「法第四十 いて、第二十四条の二第一項中「法第三十七 同条第二項第三号中「法第三十八条第一

第六章 国による援助等

(法第四十九条第一項の厚生労働省令で定める

第三十二条 法第四十九条第二項に規定する独立 条第一項各号の業務を行う場合における同条第 行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が同 一項の厚生労働省令で定める者は、法第二条第 一項第二号に規定する中高年齢失業者等であつ 五十五歳未満のものとする。

第七章 雑則

四十五条において準用する法第四十一条第二 項中「法第四十一条第二項」とあるのは「法第 用する法第四十一条第一項後段」と、同条第三 項後段」とあるのは「法第四十五条において準 項前段」と、同条第二項中「法第四十一条第一 第四十五条において準用する法第四十一条第一

項」と読み替えるものとする。

第三節

全国シルバー人材センター事業

(高年齢者の雇用状況等の報告)

2 厚生労働大臣は、法第五十二条第二項の規定 第三十三条 事業主は、毎年、六月一日現在にお 二号)により、その主たる事務所の所在地を管 者の就業の機会の確保に関する状況を翌月十五 該報告すべき事項を書面により通知するものと について必要な事項の報告を求めるときは、当 により、事業主から同条第一項に規定する状況 て厚生労働大臣に報告しなければならない。 轄する公共職業安定所(次条第二項において 日までに、高年齢者雇用状況等報告書(様式第 用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢 ける定年、継続雇用制度、六十五歳以上継続雇 「管轄公共職業安定所」という。)の長を経由し

ついて、第二十四条の三及び第二十五条の規定 十六条の規定による指定を受けようとする者に は法第四十七条に規定する全国シルバー人材セ 第三十四条 法第五十四条第一項の規定により、 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、 (権限の委任) 都道府県労

> 働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第 自ら行うことを妨げない。 一号から第四号まで及び第八号に掲げる権限を

- 規定する厚生労働大臣の権限 法第十条の三第一項、第二項及び第四項に 法第十条に規定する厚生労働大臣の権限
- 四 法第二十条第二項に規定する厚生労働大臣 の権限 法第十八条に規定する厚生労働大臣の権限
- 働大臣の権限 て準用する場合を含む。) に規定する厚生労 法第三十八条第二項(法第四十五条におい
- 働大臣の権限 て準用する場合を含む。) に規定する厚生労 法第三十八条第五項(法第四十五条におい
- 八 法第五十二条第二項に規定する厚生労働大 臣の権限 三十八条第六項において適用する労働者派遣 用する労働者派遣法第五条第二項並びに法第 十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限 法第十一条第一項、第十三条第一項及び第二 法第三十八条第六項において読み替えて適
- 2 に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。 都道府県労働局長が前項第一号から第四号まで 管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、 号から第四号まで及び第八号に掲げる権限は、 法第五十四条第二項の規定により、前項第一

施行期日)

月一日)から施行する。 (第七条の規定の適用に関する経過措置) この省令は、法の施行の日 (昭和四十六年十

第

0

2 効力を失つた日とみなす。 者とみなす。この場合において、これらの者に 用については、手帳の発給を受けたことがある とがある者は、第七条第二項第三号の規定の この省令の施行の日前に同項の認定を受けたこ 定により手帳の発給を受けた者を除く。)及び 業安定法(以下「旧職業安定法」という。) 係る認定がその効力を失つた日は、手帳がその 指示を受けている者に限り、法第二十二条の規 二十七条第一項の認定を受けている者(同項 この省令の施行の際現に法による改正前の (第八条の規定の適用に関する経過措置)

適

第二十二条の規定に該当するものに発給する手 七条第一項の指示を受けている者であつて、 この省令の施行の際現に旧職業安定法第二十

法

の措置が開始された日から起算して六月が経過あるときは、手帳の発給の日から当該就職促進 係る同項の就職促進の措置の期間が六月未満で 終了するまでの間とする。ただし、当該指示に 業安定法第二十六条第一項の就職促進の措置が らず、手帳の発給の日から当該指示に係る旧職 帳の有効期間は、第八条第一項の規定にかかわ

(認定中小企業離職者に係る手帳の有効期間の

の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関す して、特定地域以外の地域に居住するものにあ らず、同条第一項の期間の末日の翌日から起算 ては、第八条第二項及び第三項の規定にかかわ 二項の規定による手帳の有効期間の延長につい の発給の申請をしたものに係る法第二十三条第 ら五年を経過する日までに法第二十二条の手帳 たものをいう。)であつて、同法の施行の日か あつて、同法の施行の日以後当該事業を離職し けた中小企業者が行う事業に従事していた者で 臨時措置に関する法律第三条第一項の認定を受 済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する 十八年法律第四十七号)による改正前の国際経置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措 以後当該事業を離職したもの及び国際経済上の していた者であつて、昭和四十八年二月十四日 条に規定する認定中小企業者が行う事業に従事 る法律(昭和四十六年法律第百二十四号)第四 は一年とする。 つては六月、特定地域に居住するものにあつて 認定中小企業離職者(国際経済上の調整措置 第 (施行期日)

(国等の事業所に係る中高年齢者の雇用)

5 び別表第一の規定の例による。 に関する特別措置法施行規則第四条、第五条及 三十七号)による改正前の中高年齢者等の雇用 一部を改正する省令(昭和五十一年労働省令第等の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の 行う中高年齢者の雇用については、中高年齢者二百五十二号)附則第二項各号に掲げる法人が 定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第国、地方公共団体及び高年齢者等の雇用の安

6 とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。 いては、同項中「毎事業年度終了後三月以内」 についての第二十五条第三項の規定の適用につ の規定による事業報告書及び収支決算書の提出 令和元年度の事業に係る法第四十一条第二項

> の第三十三条第一項の規定の適用については、 他高年齢者の雇用に関する状況の報告について 同項中「翌月十五日まで」とあるのは「令和」 の規定による定年及び継続雇用制度の状況その 令和二年度においては、法第五十二条第一項 ·八月末日まで」とする。

この省令は、公布の日から施行する。 省・労働省・建設省令第二号) 省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸 則 (昭和四六年一二月一六日大蔵

(昭和四七年五月一五日労働省令

第二〇号) 抄

(施行期日)

一条 この省令は、公布の日から施行する。 二附号則 (昭和四八年七月五日労働省令第

この省令は、公布の日から施行する。

第二五号) 則 (昭和四八年八月二七日労働省令

する。 この省令は、昭和四十八年九月一日から施行

第 附 六 号 則 (昭和五〇年三月二五日労働省令

十年四月一日)から施行する。 この省令は、雇用保険法の施行の日 (昭和五

附則 第三七号) (昭和五一年九月二八日労働省令 抄

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第一条 この省令は、身体障害者雇用促進法及び から施行する。 の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三 十六号)の施行の日(昭和五十一年十月一日)

附 令第三〇号) 則 (昭和五二年一二月二六日労働省

この省令は、昭和五十三年一月二日から施行

令 附 第 三 則 号) (昭和五二年一二月二六日労働省

第一条 この省令は、昭和五十三年一月二日 施行する。 から

(施行期日)

附 第二〇号) 則 (昭和五六年五月二一日労働省令

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和五六年一一月一二日労働省

令第三八号)

第 (施行期日) 一条 この省令は、公布の日から施行する。 (昭和五八年六月三〇日労働省令

第一条 この省令は、法の施行の日 第二〇号) 抄 (昭和五十八

(施行期日)

年七月一日)から施行する。 則 (昭和六〇年三月三〇日労働省令

る。 この省令は、 第八号) 昭和六十年四月一日から施行す

第二二号) (昭和六一年四月三〇日労働省令 抄

(施行期日)

|第一条 この省令は、公布の日から施行する。 第三〇号) 則 (昭和六一年九月二〇日労働省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 昭和六十一年十月一日から

による高年齢者雇用確保助成金の支給に係る金 (昭和六十年十二月三十一日以前に生じた事由

第二条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 法施行規則第百五条に規定する対象被保険者等 とあるのは「二十万円」とする。 千円」とあるのは「十五万円」と、「三十万円」 円」とあるのは「四十万円」と、「二十二万五 五万円」とあるのは「三十万円」と、「六十万 律施行規則第十九条の三第二項の規定中「四十 高年齢者雇用確保助成金の支給に係る金額につ ず、昭和六十年十二月三十一日以前に雇用保険 施行規則第十九条の三第二項の規定にかかわら いては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法 が最初に生じたことにより支給することとなる

附則 一三号) 抄(昭和六二年四月一日労働省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和六二年七月一日労働省令第

二六号) 抄

1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第七号) 抄(昭和六三年三月三一日労働省令

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 昭和六十三年四月一日 から

> 一四号) 則 (昭和六三年四月八日労働省令第 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 六十三年四月一日から適用する。 公布の日から施行し、

則 (昭和六三年六月二九日労働省令

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 昭和六十三年七月一日から

二号 則 (平成元年六月二八日労働省令第 抄

この省令は、公布の日から施行する 附 則 二六号) (平成元年七月一二日労働省令第

この省令は、 附 則 (平成元年九月八日労働省令第三 公布の日から施行する。

号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 する。 平成元年十月一日から施行

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措

第四条 給については、平成五年十二月三十一日までの 主に対する同条の高年齢者雇用確保助成金の支 間は、なお従前の例による。 者を対象とするものに限る。)を実施した事業 (以下「旧規則」という。) 第百五条に規定するの条 施行日前に改正前の雇用保険法施行規則 雇用延長制度(同条に規定する短時間勤務労働

規則の一部改正に伴う経過措置) (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行

第六条 改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関 五条」とあり、及び「雇用保険法施行規則第百 令第十九条の二及び第十九条の三中「同令第百 なおその効力を有する。この場合において、同 の高年齢者雇用確保助成金の支給に関しては、 三の規定は、附則第四条第一項の規定によりな 五条」とあるのは、「雇用保険法施行規則等の お従前の例によることとされる旧規則第百五条 する法律施行規則第十九条の二及び第十九条の 号)第一条の規定による改正前の雇用保険法 部を改正する省令(平成元年労働省令第三十

四号) (平成二年六月八日労働省令第一

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、第一 規定は、平成二年一月一日から適用する。 行規則(以下「新規則」という。)第百六条の 及び第二条の規定による改正後の雇用保険法施定等に関する法律施行規則第十九条の三の規定 条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安

# (平成二年九月二九日労働省令第

成二年十月一日)から施行する。 する法律の一部を改正する法律の施行の日 ,る法律の一部を改正する法律の施行の日(平この省令は、高年齢者等の雇用の安定等に関

# (平成四年四月一日労働省令第七

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 号) 抄 (平成五年二月一二日労働省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行

## 四号) 則 (平成五年四月一日労働省令第

(施行期日)

第

一条 この省令は、公布の日から施行する。 附則 (平成六年二月二四日労働省令第

2 この省令は、公布の日から施行する。

支給については、なお従前の例による。 定する高年齢者職場改善計画を提出した事業主 用保険法施行規則第百六条第三項第一号イに規 る中央高年齢者雇用安定センターに対して、雇 安定等に関する法律第二十四条第二項に規定す 第一号イの規定に基づき、高年齢者等の雇用の に対する同項の高年齢者多数雇用特別奨励金の (昭和五十年労働省令第三号)第百六条第三項 この省令の施行の日前に雇用保険法施行規則

# (平成六年六月二四日労働省令第

この省令は、 平成六年七月一日から施行す

## 附 則 (平成六年六月二四日労働省令第

三四号)

(以下「新規則」という。)第百六条の規定及び条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第一条 この省令は、公布の日から施行し、第一 第二条の規定による改正後の高年齢者等の雇用 (施行期日)

> 規定は、平成六年一月一日から適用する。 の安定等に関する法律施行規則第十九条の三の 附

# 四二号) (平成六年九月二九日労働省令第

十八号)の施行の日(平成六年十月一日)から 施行する。 この省令は、行政手続法(平成五年法律第八

# 第四七号) 附 則 (平成六年一〇月二八日労働省令

月一日)から施行する。 第三十四号)の一部の施行の日(平成六年十一する法律の一部を改正する法律(平成六年法律 この省令は、高年齢者等の雇用の安定等に関

### 附則 号) (平成七年一月二三日労働省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行 する。

#### 二四号) 附 則 (平成七年三月三一日労働省令第

成十年四月一日から施行する。 章中第五条の前に一条を加える改正規定は、平 る。ただし、目次の改正規定(「第五条」を 「第四条の二」に改める部分に限る。) 及び第二 この省令は、平成七年四月一日から施行す

#### 附則 一七号) (平成八年三月二九日労働省令第 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行 する。

規則の一部改正に伴う経過措置) (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行

第三条 改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関 の特定労働者派遣事業変更届出書は、当分の者派遣事業届出書並びに新規則第十四条第一項 書換申請書、新規則第十一条第一項の特定労働 第八条第一項の一般労働者派遣事業変更届出書 営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に 読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運関する法律施行規則第六条の十一の規定により 間、なお改正前の高年齢者等の雇用の安定等に 及び一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証 証再交付申請書、新規則第五条第一項の一般労 働者派遣事業許可申請書、新規則第三条の許可 み替えて適用する新規則第一条第一項の一般労 する法律施行規則第六条の十一の規定により読 働者派遣事業許可有効期間更新申請書、新規則

関する法律施行規則の相当様式によることがで

#### 八号) 附 則 (平成八年四月一日労働省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施

規則の一部改正に伴う経過措置) (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施

第二条 更生保護事業法の施行及びこれに伴う関 る廃止前の更生緊急保護法(昭和二十五年法律 者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第二 長から公共職業安定所長に連絡があったものに いて「対象者」という。)であって、この省令 第二百三号)第一条各号に掲げる者(次条にお 係法律の整備等に関する法律第一条の規定によ 条第二項の規定は、なおその効力を有する。 ついては、第一条の規定による改正前の高年齢 前にその者の職業のあっせんに関し保護観察所 の施行の日(次条において「施行日」という。)

# 附 則 (平成八年九月三〇日労働省令第 三六号)

から施行する。 第三十七号)の施行の日(平成八年十月一日) する法律の一部を改正する法律(平成八年法律 この省令は、高年齢者等の雇用の安定等に関

### 第三八号) (平成八年一二月一三日労働省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十二月十六日から 施行する。

#### 附 号) 則 (平成九年四月一日労働省令第1

(施行期日)

第三条 改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 規則の一部改正に伴う経過措置) 規定によりなお従前の例によることとされてい 及び第四十九条の規定は、新規則附則第二条の する法律施行規則第十九条の二、第十九条の三 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行

# 支給に関しては、なおその効力を有する。 則 (平成一〇年三月二六日労働省令

る旧規則第百六条の高年齢者多数雇用奨励金の

する法律の一部を改正する法律附則第一条第四 この省令は、高年齢者等の雇用の安定等に関

号に掲げる規定の施行の日 日) から施行する。 (平成十年四月一

### 二〇号) 附 則 (平成一〇年四月九日労働省令第 抄

施行期日等)

第 **一条** この省令は、 第二三号) 附 則 (平成一〇年四月一〇日労働省令 公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 附 第二二号) 則 (平成一一年三月三一日労働省令

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施 行する。 附 則(平成一一 年九月三〇日労働省令

第三八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 施行する。 だし、附則第三条から第八条までの規定は、法\*一条 この省令は、公布の日から施行する。た の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から

# 令第四四号) 附 則 (平時 (平成一一年一一月一七日労働省

1 する。 この省令は、平成十一年十二月一日から施行

第 附 二 号 則 (平成一二 抄 年一月三一日労働省令

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 平成十二年四月一日 から施

(処分、申請等に関する経過措置)

可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。) 又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれの際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許労働基準局長若しくは都道府県知事が行つた許 第二条 地方分権の推進を図るための関係法 の日においてこれらの行為に係る行政事務を地為」という。)で、地方分権推進整備法の施行 令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県の規定を準用する他の法律又はこれに基づく政 法律若しくはこれに基づく<br />
政令の規定(これら 法」という。) の施行前に改正前のそれぞれ 整備等に関する法律(以下「地方分権推進整備 方分権推進整備法による改正後のそれぞれの

従前の例による

県労働局長が行うこととなるものは、地方分権省令の規定を含む。以下同じ。) により都道府 長に対してされた申請等の行為とみなす。 働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局 に基づく労働省令の相当規定により都道府県労 については、改正後のそれぞれの法律又はこれ れぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用 推進整備法の施行の日以後における改正後のそ 規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働 律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの

省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの れの省令の相当規定によりされた処分等の行為ぞれの省令の適用については、改正後のそれぞ 事務を行うべき者が異なることとなるものは、令の施行の日においてこれらの行為に係る行政 又は申請等の行為とみなす。 この省令の施行の日以後における改正後のそれ 規定によりされている申請等の行為で、この省

省令の規定により国又は地方公共団体の機関又第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの の日前にその手続がされていないものについてをしなければならない事項で、この省令の施行 の省令の規定を適用する。 とみなして、この省令による改正後のそれぞれ ない事項についてその手続がされていないもの 員に対して報告、届出、提出をしなければなら により国又は地方公共団体の相当の機関又は職 は、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定 は職員に対して報告、届出、提出その他の手続

# (平成一二年三月三一日労働省令

(施行期日) 第一五号)

第一条 この省令は、 行する。 平成十二年四月一日から施

第一条 この省令は、 (施行期日) 第三五号) 則 (平成一二年八月二五日労働省令 平成十二年十月一日から施

行する。

第二条 この省令の施行の日前に第一条の規定に 就職援助計画の作成及び提出については、なお援助計画の作成の要請を受けた事業主に係る再る法律施行規則第六条の六の規定により再就職 よる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関す (経過措置)

## 令 附 第 四 則 号) (平成一二年一〇月三一日労働省

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行する。

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交 様式による申請書等とみなす。 令による改正後のそれぞれの省令に定める相当 付されているこの省令による改正前のそれぞれ の省令に定める様式による申請書等は、この省 (様式に関する経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令 よる申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定 をした上、使用することができる。 による改正前のそれぞれの省令に定める様式に

# 令第一一六号) (平成一三年四月二日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。

令第一二九号)附 則 (平成 (平成一三年六月八日厚生労働省 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成十三年六月三十日 いから

第二条 (経過措置)

2 効力を有する間又はその効力を失った日から一 の規定は、前項に規定する者に関して、かつ、 用の安定等に関する法律施行規則第七条第二項 年を経過するまでの間においてのみ、その効力 これらの者がそれぞれ発給を受けた手帳がその を有する。 第五条の規定による改正前の高年齢者等の雇

#### 省令第 附 則 一八九号) (平成一三年九月一二日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施 行する。

附 働省令第二一七号) 則 (平成一三年一一月三〇日厚生労

この省令は、平成十三年十二月一日から施行

省令第三九号) 附 則 (平成一四 年三月二六日厚生労働

第一条 この省令は、 ら施行する。 (施行期日) 平成十四年三月三十一日

カゝ

は、

なおその効力を有する。

第二条 第一条の規定による廃止前の炭鉱労働者 (以下「旧炭鉱労働者法施行規則」という。)第等の雇用の安定等に関する臨時措置法施行規則 (経過措置)

に旧炭鉱労働者法第八条第一項、第九条第一項附則第十六条の規定は、この省令の施行の日前職者に係る部分に限る。)及び第十四項並びに 第一号イ(8)、第百十九条第十二項(炭鉱離号イ、第百六条第五項第一号、第百十条第二項 行規則第七条第二項第四号の規定並びに第五条 前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施ら第五項までの規定、第四条の規定による改正 項、第三条第一項第五号並びに第七条第三項か条第二項第六号及び第八号、第三項並びに第五 る。)の規定、第二条の規定による改正前の雇鉱離職者をいう。以下同じ。)に係る部分に限働者法」という。)第二条第二項に規定する炭 働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭 という。) 第二条の規定による廃止前の炭鉱労 該当した者に関して、かつ、これらの者がそれ 又は第九条の二第一項若しくは第二項の規定に 項、第八項及び第十項から第十三項まで、第二 用対策法施行規則第一条第一項第三号、第二 和三十四年法律第百九十九号。以下「旧炭鉱労 係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」 離職者(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関 十三条第四項第二号、第百二条の三第一項第二 の規定による改正前の雇用保険法施行規則第八 一章の二及び第二章の規定並びに第四章(炭鉱

# 省令第五五号) (平成一四年三月三一日厚生労働

とする。

第一条第一項第三号及び第六条第一項第二号の この省令による改正前の雇用対策法施行規則 沖縄失業者求職手帳の発給を受けた者について の沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律百十条第二項第一号イ(8)の規定は、失効前 施行規則第七条第二項第五号の規定並びに雇用 規定、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (平成十四年四月一日) から施行する。 第百三十一号)第四十一条第一項の規定による 保険法施行規則第八十三条第四項第二号及び第 この省令は、沖縄振興特別措置法の施行の日

> 令第六二号) 則 (平成一四年四月一日厚生労働省

第一 条 この省令は、公布の日から施行する。 働省令第一五四号) 則 (平成一四年一一月二九日厚生労

第一条 この省令は、 ら施行する。 附 則 ( 平 成 平成十四年十二月十六日 一五年二月三日厚生労働省

令第八号) 抄

(施行期日)

第

**条** この省令は、 令第七四号) 抄 附 則 (平成一五年四月一日厚生労働省

公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 省令第一四五号) 則 (平成一五年九月三〇日厚生労働

この省令は、平成十五年十月一日から施行す

この省令は、公布の日から施行する。 省令第五三号) 則 (平成一六年三月二九日厚生労働

省令第一五四号) 則 (平成一六年一一月四日厚生労働 抄

(施行期日)

ぞれ発給を受けた手帳(旧炭鉱労働者法第八条 第一条 この省令は、平成十六年十二月一日 施行する。 から

有する間においてのみ、その効力を有するもの 第一項に規定する手帳をいう。)がその効力を 第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」と 規則の一部改正に伴う経過措置) (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施

第一条 この省令は、不動産登記法の施 要請を受けた事業主に係る再就職援助計画の作 齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第 いう。) 前に第一条の規定による改正前の高年 成及び提出については、なお従前の例による。 六条の三の規定により再就職援助計画の作成の (平成十七年三月七日) から施行する (施行期日) 令第八二号) 令第二五号) 則 (平成一七年四月一日厚生労働省 則 (平成一七年三月七日厚生労働省 抄

第一条 この省令は、 公布の日から施行する。

(施行期日)

### 令第八三号) 則 (平成一七年四月一日厚生労働省

第一条 この省令は、 行する。 平成十七年四月一日から施

第二条 この省令の施行の際現に高年齢者等の雇 用の安定等に関する法律の一部を改正する法律 効力を有する。 までの規定は、この省令の施行後も、なおその に関する法律施行規則第十九条から第二十二条 省令による改正前の高年齢者等の雇用の安定等 の安定等に関する法律第三十二条第一項の規定 第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用 により指定を受けている法人については、この

### 省令第四七号) 則 (平成一八年三月二四日厚生労働

この省令は、平成十八年四月一日から施行す

働省令第一六三号) 抄附 則 (平成二〇年一 則 (平成二〇年一一月二八日厚生労

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団 月一日)から施行する。 法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二 則 (平成二一年三月三一日厚生労働 1

省令第九七号)

の安定等に関する法律施行規則第三条第二項第 し、この省令による改正後の高年齢者等の雇用 二号の規定は、平成十九年十二月一日から適用 この省令は、平成二十一年四月一日から施行

令第五六号) 則 (平成二二年四月一日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。 則 (平成二三年六月一〇日厚生労働

省令第六九号)

抄

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から 施行する。 (施行期日)

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運 関する法律等の一部を改正する法律の施行の日営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に (施行期日) 省令第一一四号) 則 (平成二四年八月一〇日厚生労働 抄

(平成二十四年十月一日) から施行する

令第一〇六号)

する就職が特に困難な失業者とみなす 定等に関する法律施行規則第三条第二項に規定 省令第一五四号 附 則 (平成二四年一一月九日厚生労働

則 (平成二七年九月二九日厚生労働

(施行期日) 省令第一四九号) 附 抄

第一条 この省令は、平成二十七年九月三十日か ら施行する。

(施行期日) 省令第七三号) 抄

|第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から 施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

省令第六〇号)

七十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施 係法律の整備に関する法律(平成三十年法律第 この省令は、働き方改革を推進するための関

附則 第一号) (令和元年五月七日厚生労働省令

(施行期日)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令 による改正後のそれぞれの省令で定める様式に う。) により使用されている書類は、この省令 で定める様式(次項において「旧様式」とい 1

2 と認められる範囲内で、当分の間、これを取り 旧様式による用紙については、合理的に必要

令第七八号)

(施行期日)

附 則 (令和二年五月二九日厚生労働省

省令第一八〇号) 則 (令和二年一〇月三〇日厚生労働

この省令は、平成二十五年四月一日から施行

する。

則 (平成二八年三月三一日厚生労働

附 則 (平成二八年四月七日厚生労働省

令第八九号)

附 則 (平成三〇年四月一〇日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成三〇年七月六日厚生労働省

(施行期日) 令第八三号)

行の日から施行する。

抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

よるものとみなす。

附 則 (令和二年三月三緒って使用することができる。

(令和二年三月三一日厚生労働省

|第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行 する。

この省令は、公布の日から施行する。

法律 (令和二年法律第十四号) 附則第一条第四 号に掲げる規定の施行の日(令和三年四月一 日)から施行する。 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する

省令第二〇八号) (令和二年一二月二五日厚生労働

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (施行期日)

用することができる。 紙については、当分の間、これを取り繕って使2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 令による改正後の様式によるものとみなす。 いう。)により使用されている書類は、この省 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と (経過措置)

令第五七号) 則 (令和三年三月二三日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。 則 (令和四年三月一日厚生労働省令

る。 この省令は、令和五年四月一日から施行す 第二八号)

第七四号) (令和四年四月一日厚生労働省令

る。 この省令は、 令和四年四月一日から施行す

第附一号) (令和五年一月五日厚生労働省令

この省令は、公布の日から施行する。 則 (令和五年四月七日厚生労働省令

2 六十五歳未満の失業者であって、法による改 において「施行日」という。)前にその者の職付された者のうち、この省令の施行の日(次項 号)第二十六条第一項の規定により保護観察に正前の売春防止法(昭和三十一年法律第百十八 条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安 安定所長に連絡があったものについては、第九 業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業 の日(令和六年四月一日)から施行する。 援に関する法律(以下「法」という。)の施行 この省令は、困難な問題を抱える女性への支

> この省令は、公布の日から施行する。 省令第一六一号) 則 (令和五年一二月二六日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 省令第一六五号) 則 (令和五年一二月二七日厚生労働

様式第1号(第6条の2関係)

|                    |                    |            |             |       | 数       | 10     | 12   | 16   |               |       |              |     |        |
|--------------------|--------------------|------------|-------------|-------|---------|--------|------|------|---------------|-------|--------------|-----|--------|
| 高年齢者等の             |                    |            | に関する<br>空形板 |       | (1) (1) | PUSES. | 横花   | 20,7 | rmos:         | te可描け | £4.          |     |        |
|                    | 20,7198            | ×          | CRR         | *     |         |        |      |      |               | 0.0   | *            | Я   | п      |
| * n s              | あんにあ<br>見び代表       | って)<br>客の) | 259         |       |         |        |      |      |               |       |              |     |        |
| * - C              | あんにあ<br>な事務用       | 05         | 19£         | Ŧ( -  | - )     |        |      |      |               |       | gus-         | ,   | _      |
|                    | Ю                  |            | n n         |       |         |        | _    |      | e             |       |              |     | _      |
| 5 N. HI III - F .  |                    | 5 6        |             |       |         |        |      |      | )             | 東の性に  |              |     |        |
|                    | 0                  | 17. 開      | で数          |       | _       | A (C   | 0    | 3545 | -60億の<br>(9度  |       | m 165~4      | -   |        |
| D<br>毎年の対象との       |                    |            |             | 8.5-6 | 3       | B 20   | 6000 | A A  | -~sage<br>- A | 60~64 | A 1000       | A.  |        |
| る機器が生ぜる<br>年月日又は何年 | 5                  | 4          | Я           | 824   | 2 20    | . 15   |      | Α    | _ A           |       | A            | Å   | _      |
|                    | 0                  |            | _           | 10    | e<br>O  |        | Ic   | A    | _ A           | Ц,    | <u>۸</u>     | 10  |        |
| D<br>It 4          |                    |            | 0           | 0 =   | 0 0     | 0      |      |      |               | _     | 7<br>F R B : | S 8 | 2.0    |
|                    | +                  |            | _           | -     | PRU     |        | +    |      |               | -     | 89041        | 71  | E ED I |
|                    |                    | _          |             |       |         |        | +    |      |               |       |              | t   | _      |
|                    |                    |            |             |       |         |        |      |      |               |       |              |     |        |
|                    |                    |            |             |       |         |        | _    |      |               |       |              | _   |        |
|                    | +-                 | _          | _           | -     |         |        | +    |      |               | -     |              | +   |        |
|                    | +                  | _          | _           | 1     |         |        | +    |      |               | -     |              | +   | _      |
|                    |                    |            |             |       |         |        |      |      |               |       |              |     | Ξ      |
|                    |                    |            |             |       |         |        | _    |      |               |       |              | _   |        |
|                    | +                  |            | _           | +-    | -       | -      | +    |      |               | -     |              | +   |        |
|                    | +                  | _          | _           | -     |         |        | +    |      |               | -     |              | +   | _      |
|                    |                    |            |             |       |         |        |      |      |               |       |              |     | _      |
|                    |                    |            |             |       |         |        |      |      |               |       |              |     |        |
|                    | _                  |            | _           | _     |         |        | +    |      |               | _     |              | +   |        |
|                    | +-                 |            | -           | +     | -       | -      | +    |      |               | -     |              | +   |        |
|                    | +                  | _          | _           | -     |         |        | +    |      |               | -     |              | +   | _      |
|                    | Т                  |            |             |       |         |        | 1    |      |               |       |              | T   | _      |
| 尼人姓氏               | THE REAL PROPERTY. | 853        |             |       |         | •      |      | 13 9 |               |       |              |     | _      |

| ,        | EFF STARS                         | 公内観覧会を刊フード番号   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|          |                                   | KARAMETER PROBLEM  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| _        | AMERICAN CITY                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | SITELL R                          | 28 9 7 7 0   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | SHIELDSON OF                      | 201701<br>08606  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8        |                                   | W  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| z<br>i   | SERSONNE )                        | E189 ( )   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | 99.469                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| į        | DERVES                            | OF M DE OL TERRES  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | 619                               | Or Star (Star 9)   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | SEVANCTOR                         | □  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| DONNERSE | ORMITMY                           | I LONGENTE PLOTONE DE L'ORIGINE A CARRO DE L'ARRO DE L'A |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | 0000000000<br>00.0070             | D4   Made Committee (A A.) (A.) (A.) (A.) (A.) (A.) (A.) (A.)  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|          | ・松田田駅<br>たては多てきる最終者<br>たては多てきる最終者 | - The Control of Contr |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21       | ERASSES BALL                      | Of BRUSHARDORA DEPEAR ON A 147 BRUSHSS  WHI CHORDWINESTONIA CHORDRA CHORDRA CONTROLOGY  BRUSHSSONIA CELEBRATE PROTESTONIA CHORDRA CHOR |  |  |  |  |  |  |  |  |

| NAMES OF THE CASE<br>OF THE COST OF THE CASE<br>OF THE COST OF THE CASE<br>OF THE COST OF THE CASE<br>OF THE CASE OF THE CASE<br>OF THE CASE OF THE CASE |   | PERMITTE  | RETURN   | 101078   | 1801 O O                         | 50<br>1886 CI                                  |   |     |  |
|--|---|---|--|--|----------------------------------|--|---|-----|--|
| 型型を2 H 在   | ~118  | 67-68   | 38-H B   | 33 - 31E   |                                  | E 10~  | rost  | 108 |  |
| 00 c h   |   |   |  |  |                                  |  |   |     |  |
| RECTORS  |   | edit.Lndxs<br>Busseled  |  |  | 05 G/85<br>05 5/8/8              |  |   |     |  |
| されままで巻とも知识のは<br>ストヤ的の後知识が  | G1200000<br>27.000<br>20.11011                              | 0.090MP<br>0.09000<br>0.091.4<br>1-8%1  | - gove   | M 1 1 1 7 0<br>11 9 - 10<br>2011 9<br>7 1 0 0 0<br>9 1 0 0 0 | 27 28<br>81 18<br>84 15<br>84 15 | 2 C T R  | 10 to di<br>10 di<br>10 di                    |     |  |
| 13.5340  | < 5   | < 5   | ( A  | 1 3  | - (                              | à  | - (   | 3   |  |
| BARRES (M.) 5303<br>- 625 1436-14303   | 01 2 3 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6                | 0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000<br>0.000 | 10 0000<br>10 10 10<br>10 8000<br>10 8000<br>10 8000<br>1 8000 | GITTO<br>BOSET<br>AMERI<br>68                                | たるなり<br>からかり<br>があるか<br>からっか     | 0.1882<br>0.1888<br>0.1886<br>0.1876<br>0.1876 | 0000<br>EMB<br>E-0<br>CBM<br>E001<br>AFO<br>F |     |  |
| 13.5360  | GARGE.  | 201   | 200  | 1 30   | . 2                              | 1 2  | 1 3   | Į.  |  |
| **************************************   | 25.23   | SCHOOL SECTION AND ADDRESS OF THE PARTY OF T  | (111 TORES   | Moterie  | 1 15 W C 25<br>2 H C 25<br>C 45  | SLUCE<br>SINCE                                 | 5/9 (   |     |  |
| (1.689)  | c 5   |   | . 5  |  | - (                              | â  | 4   |     |  |
| SHEED BLCTBLTCHIS<br>CHEED SHEED BOOK<br>A 1 VINCETERS   | 1000<br>1000<br>1000<br>1000<br>1000<br>1000<br>1000<br>100 | N #8047198<br>St. (2) - 81  | 7885-00  | の選問を他 いる際の状態を見る<br>の機能を取るののの<br>その他                          |                                  |  | 00000000<br>0000000<br>000000                 |     |  |
| (55440   | . 5   |   | . 5  |  |                                  | â  |   |     |  |
| A 7 B 7 50   |   |   | 200  |  |                                  |  |   |     |  |